

企業総合補償保険



企業総合補償保険の概要

企業総合補償保険は企業の財産を万一の災害からお守り
 罹災時の財物損害はもちろん喪失利益までさまざまなリスクを補償

基本補償のご案内

財物を取り巻くリスクへの補償の
 充実をご希望ですか？

財物補償条項

事故によって生じた
 「財物への損害」を補償します。



詳細はP③、P④をご覧ください。

財物損害に伴う休業や収益の減少
 に対する補償をご希望ですか？

費用・利益補償条項

財物への損害に伴う
 「喪失利益」、「収益減少防止費用」、
 「営業継続費用」を補償します。



詳細はP⑤をご覧ください。

または

休業損失補償条項

休業日数に基づく「休業損失」と
 「休業日数を減少させるための費用」
 を補償します。



詳細はP⑥をご覧ください。

- 財物補償条項と費用・利益補償条項の両方をご契約
 いただく場合は、費用・利益補償条項の保険料が割引
 となります。
- 費用・利益補償条項と休業損失補償条項の両方をご契約
 いただくことはできません。
 収益の減少に関する補償をご希望される場合は、どち
 らかを選択してご契約ください。

費用・利益補償条項と休業損失補償条項の主な違い

- ◆ 保険金額の設定方法
 保険金額設定時に対象とする費目が異なります。
 - ◆ 保険金の支払方法
 費用・利益補償条項は、事故発生時の収益の減少額に基づいて
 算出した保険金をお支払いします。
 休業損失補償条項では、休業日数に応じて保険金をお
 支払いします。
- 詳細はP⑤、P⑥をご覧ください。

お支払いの対象となる事故

◆ お客さまのニーズに合わせて、補償内容をお選び

※休業損失補償条項については、下記基本補償にオプション特約をセットする
 補償範囲を拡大することができます。詳細はP⑦、P⑧をご覧ください。

1	火災 ^(注2) 、落雷、破裂・爆発 ^(注2)	事務所で火災が 燃えてしまった。
2	風災 ^{ひょう} ・雹災 ^{ひょう} ・雪災 ^(注3) (注4)	台風により倉庫が の商品が吹き飛ば
3	水災 Point 水災による損害を実額で補償します!	大雨による洪水で になり、設備が壊
4	電氣的・機械的事故 ^(注5) (注6) (注7)	過電流で機械設
5	不測かつ突発的な事故 ^(注7)	

ア	車両・航空機の
イ	水濡れ
ウ	騒擾
エ	建物の外部から
オ	盗難
カ	その他不測かつ

6 隣接物件[※]が損害を被った場合

- ※「隣接物件」とは次のものをいいます。
- ・ 保険の対象である営業施設のうち、他人が占有する部分
 - ・ 保険の対象である営業施設に隣接するアーケード（屋根のおお
 およびその屋根おおいをいいます。）またはそのアーケードに
 - ・ 保険の対象である営業施設へ通じる袋小路およびそれに面する

7 保険の対象と配管または配線により接続してい ユーティリティ設備[※]が損害を受けた場合

※特定の事業者^(注8)の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工
 設備または通信・電話の中継設備およびこれらに接続している
 をいいます。ただし、日本国内に所在するものにかぎります。

対象とする費目

売上高または生産高	営業収益	① 営業利益 営業収益から営業費用を差し引いた額	費用・利益 補償条項	休業損失 補償条項
		② 経常費(固定費) 事故の有無にかかわらず、支出を余 儀なくされる費用(給与・賃料など)		
		③ 非経常費 営業費用のうち、②・④以外の費 用(運送配達費、電気代など)		
		④ 売上原価・製造原価 (商品仕入高・原材料費など)		

企業総合補償保険の特長

◆複数の物件を1契約でまとめて補償！

事務所や工場、倉庫など、企業が所有する事業用の物件を、まとめて1つの契約で補償することができます。

◆建物や設備等への損害から休業による利益の減少まで、まとめて補償！

所有する物件への損害だけでなく、事故により休業した場合の利益の減少や支出した費用への補償も可能です。

します！
します！

いただけます！

ことにより、破損・汚損など

●必ず補償します(基本補償)。○補償有無を選択できます。
×補償の対象外です。

	財物補償条項 (注1)			休業損失補償条項
	費用・利益補償条項 (注1)			
発生し、建物が	●			●
破損し、倉庫内 された。	○			●
事務所が水浸し れた。	○			●
備が壊れた。	○			×
	3つのプランからお選びいただけます。			下記のとおり補償します
衝突	プラン①	プラン②	プラン③	●
				●
の物体の衝突等	×			●
	×			●
突発的な事故	×	×		×

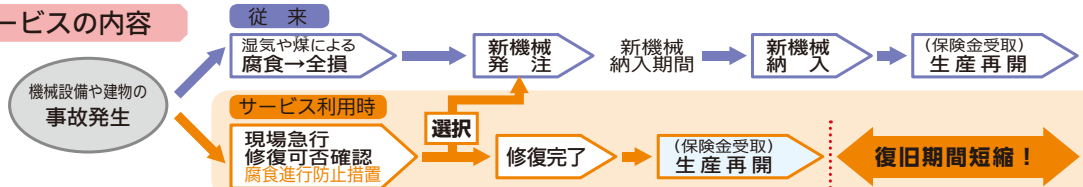
- (注1) 所定の自己負担額(免責金額)を差し引いてお支払いします。
- (注2) 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害については、保険金のお支払いの対象となりません。
- (注3) 風、雨、雪、雹、砂塵またはその他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎりません。
- (注4) 風災・雹災・雪災の事故によって以下に掲げる物に生じた損害に対しては、保険金のお支払いの対象となりません。(財物補償条項)
 - ・仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものにかぎりません)
 - ・およびこれに収容される動産
 - ・ゴルフネット(ボールを含みます)
 - ・建築中の屋外設備・装置
 - ・棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
 - ・海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置
 - ・屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材
 - ・自動車(明記物件)
- (注5) 「電氣的事故」とは、偶然な外来の事故に直接起因しない、電気の作用に伴って機械本体または構成部品に発生した、焦損、炭化、溶融、絶縁破壊などの物的な損害を伴う事故をいいます。
- (注6) 「機械的事故」とは、偶然な外来の事故に直接起因しない、機械の稼働に伴って機械本体または構成部品に発生した、亀裂、折損、変形、剥がれ、焼付き、欠損、溶損などの物的な損害を伴う事故をいいます。
- (注7) 財物補償条項でのお支払い例をP4に掲載しています。
- (注8) 次のア～オに該当する事業者をいいます。
 - ア. 電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者
 - イ. ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者
 - ウ. 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者
 - エ. 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者
 - オ. 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者

	費用・利益補償条項 (注1)	休業損失補償条項
いのある通路 面する建物等 建物等	● 1 および 2～5 のうち 選択した事故による損害 が対象です。	● 1～3 および 5 のア～オ の事故による損害が対象 です。
る敷地外 業用水道の供給 配管または配線	○ 1～5 の事故による損害 が対象です。	● 1～3 および 5 のア～オ の事故による損害が対象 です。

被災設備修復サービスがご利用いただけます！

被災した企業にとって、早期に事業を展開することは大きな課題となります。
損保ジャパンの火災保険にはお客さまの事業の早期復旧を支援する被災設備修復サービスがセットされています。

被災設備修復サービスの内容



被災設備修復サービスの詳細は専用のチラシをご確認いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

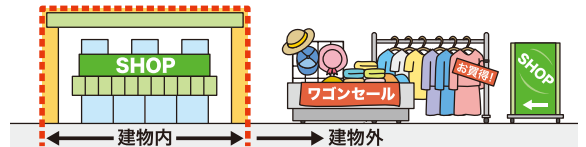
商品概要

財物補償条項

保険の対象

- 企業総合補償保険でお引受けができる保険の対象は下記のとおりです。
 - ・ 法人所有の「建物」、「屋外設備・装置」、「設備・什器等」、「商品・製品等」
 - ・ 事業目的のみに使用される個人所有の「建物」、「屋外設備・装置」、「設備・什器等」、「商品・製品等」
- 建物または屋外設備・装置に収容されている設備・什器等または商品・製品等の動産は、建物または屋外設備・装置とは別に保険の対象としてご契約いただかなければ損害を受けても保険金はお支払いできません。
- 建物または屋外設備・装置に収容されている設備・什器等または商品・製品等の動産を保険の対象としてご契約いただいた場合でも、保険証券記載の建物または屋外設備・装置の外にある間（消防または避難に必要な処置による場合を除きます。）は保険の対象に含まれず、保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。

※建物または屋外設備・装置の外にある動産の補償をご希望の場合は、別途「野積み動産」として保険金額を決めてご契約ください。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 明記物件（貴金属・宝石・書画・彫刻物その他の美術品等で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの、稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類するものなど）等は、保険証券に明記しなければ保険金のお支払いの対象になりませんので必ずご申告ください。



保険金額の設定方法

建物、屋外設備・装置、設備・什器等

再調達価額を基準に保険金額を設定いただきます。

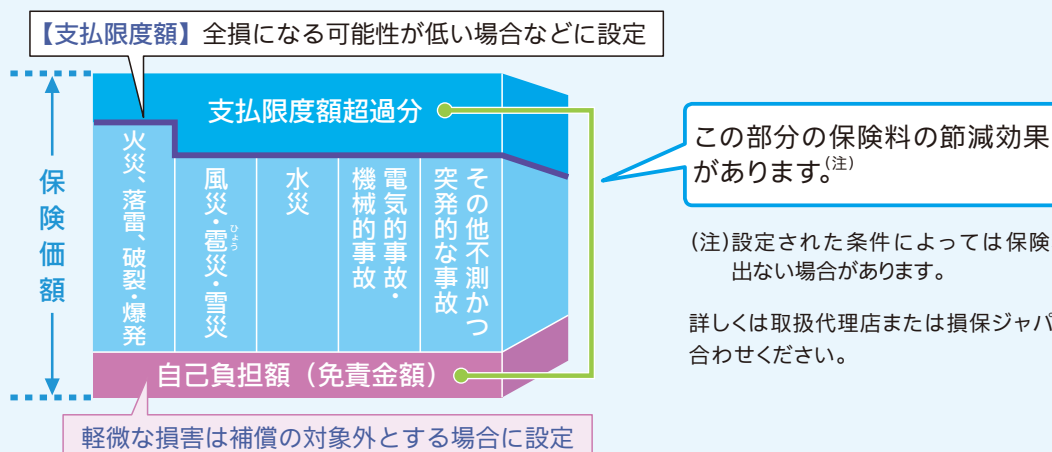


商品・製品等

予想最高在庫高を基準に保険金額を設定いただきます。ただし、プランケット契約・マルチロケーション契約^(注)の場合は、平均在庫高をもとに保険金額を設定いただきます。
(注) プランケット契約・マルチロケーション契約につきましては、P8をご覧ください。

◆合理的な保険設計が可能です！

支払限度額や自己負担額(免責金額)を設定していただくことにより、合理的な保険設計が可能です。



(注) 設定された条件によっては保険料節減効果が出ない場合があります。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

財物補償条項では次の保険金をお支払いします。

◆損害保険金

保険金額（ご契約金額）と保険価額^(注1)、自己負担額（免責金額）に応じて下記の算式により算出した額をお支払いします。

$$(\text{損害額}^{\text{(注2)}} - \text{自己負担額 (免責金額)}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額 (再調達価額)}}$$

※設備・什器^{じゅう}等を保険の対象とされた場合、業務用通貨・業務用預貯金証書の盗難について、1回の事故につき1敷地内ごとにそれぞれ次の金額を限度にお支払いします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

業務用通貨	業務用預貯金証書
30万円限度	300万円または設備・什器 ^{じゅう} 等の保険金額のいずれか低い額を限度

(注1)「保険価額」とは、企業総合補償保険の場合は、再調達価額となります。「再調達価額」とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。







(注2)「損害額」は、再調達価額によって算出します。ただし修理可能な場合は、修理費用または再調達価額のいずれか低い額が限度となります。

※商品・製品等の場合は、仕入れ価額での保険金額の設定および損害保険金のお支払いとなります。

- ご注意**
- (1) お支払いする損害保険金は損害額または支払限度額が限度となります。
 - (2) 類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

◆費用保険金

損害保険金のほかに、下記の費用保険金をお支払いします。

	臨時費用	被災時には、思わぬ出費があるものです。P①の1～5の事故で、損害保険金を支払うことができる場合において、お支払いします。	損害保険金 × 10% (1事故1敷地内につき100万円が限度)
	残存物取片づけ費用	P①の1～5の事故で損害保険金が支払われる場合において、残存物を取片づけるのに実際にかかった費用をお支払いします。	実費 (損害保険金 × 10%が限度)
	損害防止費用	P①の1の事故の際の消火活動に使った消火剤の再調達費用など損害の発生または拡大の防止に役立った費用をお支払いします。 ※地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発の損害防止費用はお支払いしません。	実費 × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ (保険金額（保険金額が保険価額を超える場合は保険価額）からP①の1の事故で支払われる損害保険金の額を差し引いた額が限度)
	修理付帯費用	P①の1～5のうち、補償の対象として選択した事故によって保険の対象に損害が生じた結果、その復旧にあたり、損保ジャパンの承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。	実費 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額×30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)
	失火見舞費用	P①の1の事故（1のうち落雷を除きます。）で他人の所有物に損害を与えた場合（ただし、煙損害・臭気付着損害を除きます。）に、お見舞金等の費用をお支払いします。	被災世帯数 × 20万円 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額 × 20%が限度)
	地震火災費用	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、一定の要件（P②の「保険金をお支払いする場合の概要」をご覧ください。）を満たす損害の状況に該当する場合にお支払いします。 ※地震保険に加入している場合は、地震保険金とは別にお支払いします。	保険金額 × 5% ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、 保険価額 × 5% (1事故1敷地内につき、工場物件：2,000万円、工場物件以外：300万円が限度)

※補償の選択の内容によってはお支払いできない場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お支払い例

電気的事故

エレベータの制御盤がショートし、作動不良が発生した。

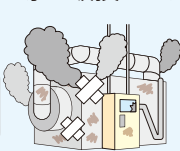


保険金

335万円

機械的事故

機械設備の高圧異常により、機械内部のピストン等が破損した。

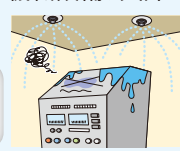


保険金

310万円

不測かつ突発的な事故

照明器具の熱でスプリンクラーが誤作動を起こし、店内の機械設備、天井・壁に水濡れによる損害が生じた。



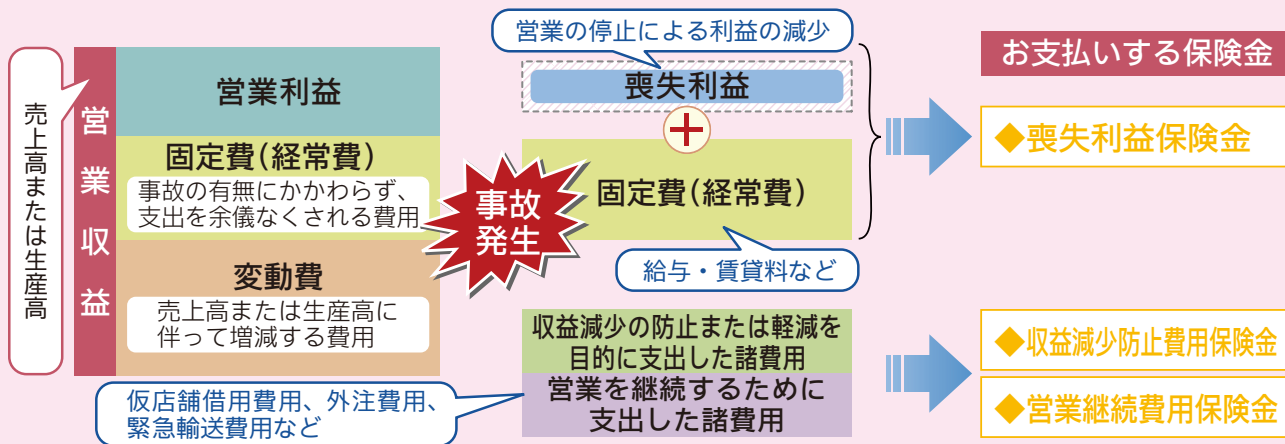
保険金

1,100万円

商品概要

費用・利益補償条項

事故発生時のイメージ



費用・利益補償条項では次の保険金をお支払いします。

利益の補償

◆喪失利益保険金

事故が生じた結果、ご契約時に設定いただくてん補期間^(注1)内に営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益について、次の算式によって算出された額をお支払いします。

$$\text{収益減少額}^{(注2)} \times \text{約定てん補率}^{(注3)} - \left(\text{支出を免れた経常費} \times \frac{\text{約定てん補率}^{(注3)}}{\text{利益率}^{(注4)}} \right)$$

◆収益減少防止費用保険金

事故が発生した場合に、被保険者が通常の営業および生産活動を継続するために通常要する費用を超える部分で、てん補期間^(注1)内に生じた額について、次の算式により得られた額をお支払いします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定てん補率^(注3)を乗じた額を限度とします。

$$\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定てん補率}^{(注3)}}{\text{利益率}^{(注4)}}$$



- (注1) 保険金支払いの対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復旧した時もしくは営業収益が復旧したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12か月を限度とします。
- (注2) 罹災後、営業収益が元通りに復旧するまでの期間中の売上高または生産高の減少額をいいます。
- (注3) 収益減少額の一定割合を保険金としてお支払いします。この割合を約定てん補率といい、ご契約時にお決めいただけます。
- (注4) 直近の会計年度(1年間)の $\frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ をいいます。

営業継続費用の補償

◆営業継続費用保険金

事故が発生した場合に、被保険者が通常の営業および生産活動を継続するために通常要する費用を超える部分をお支払いします。ただし、保険金額が限度となります。また、収益減少防止費用保険金または財物補償条項の修理付帯費用保険金をお支払いする場合、これらの額を差し引いた額を営業継続費用保険金としてお支払いします。



利益の補償のみ、営業継続費用の補償のみ、もしくは両方のいずれかから補償を選択していただけます。

※ご契約方法によっては、お支払いする保険金が上記と異なる場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

●費用・利益補償条項と休業損失補償条項の両方をご契約いただくことはできません。

お支払い例

金属機械器具製造

焼戻炉から出火。
建物や機械設備などが
焼失し、休業となった。

休業
25日

保険金
3,740万円



年間売上高(生産高)	10億円
約定てん補率	55%
保険金額	5.5億円
売上高(生産高)減少額	6,800万円
保険金お支払額 計算式	3,740万円 (6,800万円×55%)

休業損失補償条項

保険金額と約定復旧期間の設定方法

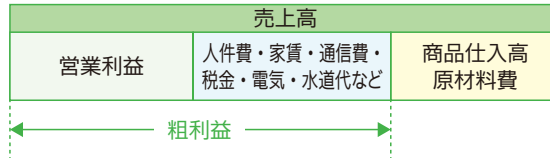
「保険金額」をお決めください。

保険金額は、お客さまの店舗や事業所の「1日あたりの粗利益^(注)」を基準に設定いただきます。

「1日あたりの粗利益」は、年間粗利益^(注)を1年間の営業日数で割った金額となります。

なお、保険金額は1事業所(工場物件の場合は、1敷地内)につき、200万円を限度として1,000円単位で定め

ます。
(注)「粗利益」とは、売上高から、商品仕入高および原材料費を引いた残高をいいます。



「約定復旧期間」をお決めください。

「約定復旧期間」とは、保険金支払いの対象となる最長期間です。お客さまの店舗や事業所が全損となった場合、復旧までに要するであろう期間を想定して、1か月、3か月、6か月、12か月のうちから、ご選択ください。なお、保険期間の途中で変更はできません。

休業損失補償条項では次の保険金をお支払いします。

◆休業損失を補償

ご契約時にお決めいただいた保険金のお支払い対象期間(約定復旧期間)を限度に、次の算式によって算出された額をお支払いします。

$$\text{休業損失保険金額 (ご契約金額)}^{(注1)} \times \text{休業日数}^{(注2)(注3)}$$



◆休業日数短縮費用を補償

仮店舗費用・移転広告費・外注費用などの、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な費用を補償します。

「この費用の支出によって減少させることができた休業日数×休業損失保険金額(ご契約金額)^(注1)」を限度に実費をお支払いします。



(注1)「休業損失保険金額(ご契約金額)」とは、1日あたりの補償額をいいます。

(注2)「休業日数」とは、復旧期間^{*1}内の休業日数(定休日を除きます。)をいいます。風災・雹災^{ひょう}・雪災・水災の事故および敷地外ユーティリティ設備が損害を被った場合は、休業2日目を以降が補償の対象となります。

(注3)復旧期間^{*1}内の売上減少高に支払限度率^{*2}を乗じて得た額から復旧期間^{*1}内に支払を免れた経常費等^{*3}の費用を差し引いた残額を限度とします。

※1「復旧期間」とは、保険の対象が損害を受けた時からそれを遅滞なく復旧した時までに要した期間をいいます。ただし保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、ご契約時にお決めいただいた約定復旧期間を超えないものとし。

※2「支払限度率」とは、最近の会計年度(1か年間)の粗利益の額にその10%を加算して得た額の同期間内の売上高に対する割合をいいます。

※3「支払を免れた経常費等」とは、臨時雇従業員が減少したため、支払う必要のなくなった人件費等をいいます。

上記保険金のほかに損害防止費用をお支払いします。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。

●費用・利益補償条項と休業損失補償条項の両方をご契約いただくことはできません。

お支払い例

料理飲食店

夜間、車両が飛び込み逃走。
店舗入り口が破損し、
休業となった。

休業
13日

保険金
130万円



電気機械器具製造

検査機械からの出火により
機械が全焼し、
休業となった。

休業
94日

保険金
1,930万円



オプション特約・ご契約方法等

オプション特約

お客さまのニーズに合わせて、次のような補償もお選びいただけます。

地震危険補償特約（財物補償条項にセットします。）

地震もしくは噴火またはこれらを原因とした津波による損害を補償する特約です。
 ※保険の対象の所在地等の事情により、この特約をセットできない場合もございます。
 ※居住用の建物にはセットできません。
 詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

〈お支払例〉



地震による火災



地震による倒壊



地震を原因とする津波

借家人賠償責任特約 + 借家人賠償責任総合補償追加特約（財物補償条項にセットします。）

被保険者が、賃借している店舗や事務所（以下、借戸室と言います。）に火災、破裂・爆発や破損など偶然な事故により損害を与え、建物所有者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。
 また、偶然な事故により借戸室が損壊し、賃貸借契約に基づいて、被保険者が自己の費用で修理した場合の費用を補償します。
 ※示談交渉サービスはありません。



水災危険限定補償特約（財物補償条項にセットします。）

水災の補償範囲を限定する特約です。（実額でのお支払いとは異なりますのでご注意ください。）

損害の程度 保険の対象	損害割合 ^(注1) が30%以上	床上浸水 ^(注2) または地盤面 ^(注3) より45cmを超える浸水の場合	
		損害割合 ^(注1) が15%以上30%未満	損害割合 ^(注1) が15%未満
建物	損害額 × 70% × $\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$	保険金額 ^(注4) × 10% (1事故1敷地内200万円限度)	保険金額 ^(注4) × 5% (1事故1敷地内100万円限度)
屋外設備・装置、 屋外設備・装置内 にある動産、 野積み ^(注5) の動産		—	—
設備・什器等 商品・製品等	床上浸水 ^(注2) または地盤面 ^(注3) より45cmを超える浸水の場合	保険金額 ^(注4) × 5% (1事故1敷地内100万円限度)	

■の合算は1事故1敷地内で100万円が限度となります。■と■の合算は1事故1敷地内で200万円が限度となります。

※類似の他の保険契約または共済契約等がある場合は、補償される限度額が全契約通算で適用される場合がありますのでご注意ください。
 ※保険金をお支払いするのは、保険の対象に損害が生じた場合にかぎります。
 ※損害割合^(注1)が30%未満かつ床上浸水^(注2)または地盤面^(注3)より45cmを超える浸水に至らない場合は補償されません。

- (注1) 「損害割合」とは、保険の対象の保険価額に対する損害額の割合をいいます。
- (注2) 「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。
- (注3) 「地盤面」とは、床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
- (注4) 保険金額が保険価額を超える場合は、「保険金額」を「保険価額」と読み替えます。
- (注5) 「野積み^(注5)の動産」とは、建物または屋外設備・装置の外にある動産をいいます。



賃貸料補償特約（財物補償条項にセットします。）

対象となる建物に損害が生じた結果発生した賃貸料の損失に対し、建物が復旧するまでの賃貸料収入を補償します。
 ただし、対象となる建物について生じた損害に対して損害保険金が支払われる場合にかぎります。
 ※費用・利益補償条項または休業損失補償条項を引き受ける契約にはセットすることができません。
 ※建物の全部または大部分に空室が生じている場合は、保険の対象とすることができません。



食中毒・特定感染症利益補償特約（費用・利益補償条項にセットします。）

ホテル、旅館、料理飲食店などで食中毒または感染症^(注)が発生し、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失を補償します。
 (注) 下表に掲げるものにかぎります。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス



休業損失拡張補償特約（休業損失補償条項にセットします。）

建物付帯設備・工場ユーティリティ設備の電氣的・機械的の事故および破損・汚損事故等による財物損害によって休業した場合の損失を補償します。
 ※休業2日目以降が補償の対象となります。ただし、休業損失補償条項の約定復旧期間が上限となります。



食中毒・感染症補償特約（休業損失補償条項にセットします。）

営業施設における食中毒の発生または営業施設で製造・販売・提供した食品に起因する食中毒の発生、以下に掲げる感染症の発生の疑いによる行政機関の消毒・融離により、営業が停止または阻害されたために生じた損失を補償します。

※休業2日目以降が補償の対象となります。ただし、休業損失補償条項の約定復旧期間が上限となります。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、鳥インフルエンザ（H5N1）、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス



ネットワーク中断補償特約（休業損失補償条項にセットします。）

ネットワークの偶然な事故による障害や中断により、営業が停止または阻害されたために生じた損失を補償します。

※休業2日目以降が補償の対象となります。ただし、30日を限度とします。



仕入れ品の納品遅延損害補償特約（休業損失補償条項にセットします。）

仕入れ品輸送中の輸送運搬具の損壊、風・雹・雪災、水災による仕入れ品の納品遅延により、営業が停止または阻害されたために生じた損失を補償します。

※休業2日目以降が補償の対象となります。ただし、30日を限度とします。



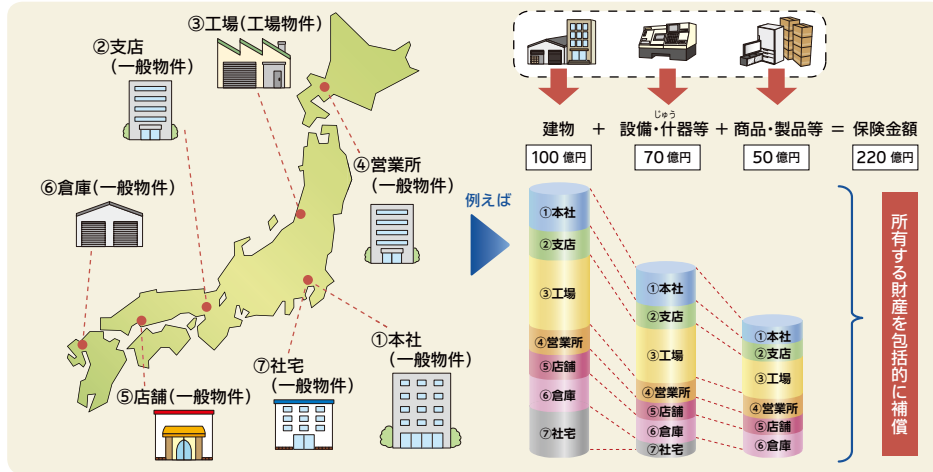
※ご契約いただく主契約の条件などによっては、これらの特約をセットできない場合がございます。また、この他にもオプション特約をご用意しています。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特殊包括契約のご案内 <ブランケット契約^(注1)、マルチロケーション契約^(注2)>

特長1 貴社の（複数）敷地内に所在する財産をまとめて1契約でお引受け！

貴社が所有する物件(工場、本社ビル、支店、営業所、社宅・寮など)を包括して、1つの保険契約としてご契約いただくことができます。

マルチロケーション契約のご契約例



(注1)「特殊包括契約に関する特約」をセットした契約で、1つの敷地内に所在する多数の物件について保険価額を協定し、その額を保険金額として1つの保険契約で締結する敷地内単位の包括保険契約のことをいいます。

(注2)「複数敷地内特殊包括契約に関する特約」をセットした契約で、複数の敷地内に所在する多数の物件について保険価額を協定し、その額を保険金額として1つの保険契約で締結する包括保険契約のことをいいます。

※保険金額は再調達価額にて設定いただきます。

特長2 追加取得物件や在庫価額の変動も自動的に補償されます！

保険期間中に物件の追加や移転などがあっても限度額内であれば一定期間自動的に補償します。

商品・製品等については、保険期間中、敷地内での在庫価額の変動にあわせて自動的に協定保険価額を修正します。

自動補償の概要

保険の対象	自動補償の内容	自動補償限度額 ^(注1)	補償期間	ご通知日	精算日
固定資産 建物、 屋外設備・装置、 設備・什器等	保険金額の増額分を自動的に補償します。	固定資産と棚卸資産合算で ご契約時の保険金額の30%	取得日から保 険期間の末日 まで ^(注2)	保険期間満了日以降 すみやかに ^{(注2)(注3)}	保険料の 精算は行いま せん。
棚卸資産 商品・製品等	新しく追加された敷地内の商品・ 製品等を自動的に補償します。 (マルチロケーション契約の場合)	(ただし、固定資産と棚卸資産そ れぞれについて50億円を超える 場合は、固定資産・棚卸資産 それぞれ50億円が限度)		保険期間末日の 30日前または継 続手続きを行う 時のいずれか早 い時期 ^{(注4)(注5)}	

(注1) 限度額は1回あたりの追加物件の合計額で判定します。

(注2) 長期契約の場合、保険契約年度ごとの始期応当日（最終年度の場合は保険期間満了日）となります。

(注3) 保険期間の途中でご通知いただき、保険料の精算を行うことも可能です。

詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(注4) 継続してご契約されない場合、ご通知は不要です。

(注5) 長期契約の場合は、保険契約年度ごとの始期応当日の30日前までにご通知いただき、契約年度ごとに保険価額の再協定を行います。

ご 注 意 点

企業総合補償保険のあらまし

		保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要						
企業総合補償保険	損害保険金	<p>ご契約時に選択した以下の事故についてお支払いします。</p> <p>①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹災・雪災^{(注1)(注2)} ⑤水災^(注3) ⑥電気的事故または機械的事故 ⑦①から⑥以外の不測かつ突発的な事故</p> <p>(注1)風、雨、雪、雹、砂塵またはその他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、建物または屋外設備・装置の外側の部分が風災・雹災・雪災の事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた場合にかぎります。</p> <p>(注2)損害保険金のお支払いにおいては、雪災の事故による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが普通保険約款の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。</p> <p>(注3)水災危険限定補償特約をセットする場合のお支払方法については、P7をご覧ください。なお、この特約をセットした場合、水災に対しては費用保険金のお支払いはありません。</p>	<p>保険金額 $\frac{(\text{損害額}^{(注1)} - \text{自己負担額(免責金額)}) \times \text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ (再調達価額、以下同様)^(注2)</p> <p>ただし、損害額または支払限度額が限度となります。 また、自己負担額はご契約時に設定いただきます。</p> <p>(注1)損害額は、再調達価額によって算出します。ただし修理可能な場合は、修理費用または再調達価額のいずれか低い額が限度となります。 (注2)損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、企業総合補償保険の場合は、再調達価額となります。 「再調達価額」とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。</p> <p>●設備・什器等が保険の対象の場合 業務用通貨・業務用預貯金証書の盗難のお支払限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>盗難にあったもの</td> <td>1事故の限度額(1敷地内ごと)</td> </tr> <tr> <td>業務用通貨</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>業務用預貯金証書</td> <td>300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> </table>	盗難にあったもの	1事故の限度額(1敷地内ごと)	業務用通貨	30万円	業務用預貯金証書	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額
	盗難にあったもの	1事故の限度額(1敷地内ごと)							
	業務用通貨	30万円							
	業務用預貯金証書	300万円または設備・什器等の保険金額のいずれか低い額							
	費用保険金	<p>臨時費用 ①～⑦の事故により損害保険金を支払うことができる場合</p> <p>残存物取片づけ費用 ①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合</p> <p>損害防止費用 ①～③の事故の際に損害の発生・拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したとき</p> <p>修理付帯費用 ①～⑦のうち、補償の対象として選択した事故により保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり、損保ジャパンの承認を得て必要かつ有益な費用を支出したとき</p> <p>失火見舞費用 保険の対象またはその収容建物から発生した①、③の事故により他人の所有物に損害(煙損害・臭気付着損害を除きます。)が生じたとき</p> <p>地震火災費用 地震、噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)により次のような火災が発生したとき (地震等により保険の対象が滅失(建物が倒壊した場合等)した後に火災による損害が生じた場合を除きます。) (1)保険の対象が建物である場合は、建物が半焼以上となったとき (2)保険の対象が動産である場合は、動産を収容する建物が半焼以上となったとき ※「半焼」とは、建物の主要構造部の火災による損害の額が保険価額の20%以上となった場合、または焼失床面積がその建物の延べ床面積の20%以上となった場合をいいます。</p>	<p>損害保険金×10% (1事故1敷地内につき100万円が限度)</p> <p>残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用 (損害保険金の10%が限度)</p> <p>$\text{実費} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}}$ (保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は保険価額)から①～③の事故で支払われる損害保険金の額を差し引いた額が限度)</p> <p>損保ジャパンの承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)</p> <p>被災世帯数 × 20万円 (1事故1敷地内につきその敷地内の保険金額の合計額の20%が限度)</p> <p>保険金額 × 5% ただし、保険金額 > 保険価額の場合は、保険価額×5% (1事故1敷地内につき 工場物件：2,000万円 工場物件以外：300万円 が限度) ※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回の地震等とみなします。</p>						

	保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要
企業総合補償保険 費用・利益補償条項	<p>(1)ご契約時に選択した以下の事故による損失に対して保険金をお支払いします。</p> <p>①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹災・雪災^(注) ⑤水災^(注) ⑥電気的事故または機械的事故^(注) ⑦①から⑥以外の不測かつ突発的な事故^(注)</p> <p>(注)④～⑥の事故および⑦のうち騒擾事故、労働争議に伴う破壊行為事故の場合は、事故の発生した日の翌日の午前0時からがお支払いの対象となります。</p> <p>(2)不測かつ突発的な事故に起因して保険の対象と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備^(注)が損害を受け、その機能が停止または阻害されたことにより、電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または通信・電話の中継が中断または阻害されたこと。</p> <p>(注)次のア～オに該当する事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給設備または通信・電話の中継設備およびこれらに接続している配管または配線をいいます。ただし、日本国内に所在するものにかぎります。</p> <p>ア. 電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者 イ. ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者 ウ. 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者 エ. 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者 オ. 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者</p> <p>※事故の発生した日の翌日の午前0時からがお支払いの対象となります。</p>	<p>●喪失利益保険金 事故が生じた結果、ご契約時に設定いただく^(注1)補期間内に営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益について、次の算式によって算出された額をお支払いします。</p> $\text{収益減少額}^{(注2)} \times \text{約定てん補率}^{(注3)} - \left(\text{支出を免れた経常費} \times \frac{\text{約定てん補率}^{(注3)}}{\text{利益率}^{(注4)}} \right)$ <p>(注1)保険金支払いの対象となる期間であって、事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復旧した時または営業収益が復旧したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、12か月を限度とします。 (注2)罹災後、営業収益が元通りに復旧するまでの期間中の売上高または生産高の減少額をいいます。 (注3)収益減少額の一定割合を保険金としてお支払いします。この割合を約定てん補率といい、ご契約時にお決めいただきます。 (注4)直近の会計年度(1年間)の $\frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ をいいます。</p>
	<p>(注) 次のア～オに該当する事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給設備または通信・電話の中継設備およびこれらに接続している配管または配線をいいます。ただし、日本国内に所在するものにかぎります。</p> <p>ア. 電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者 イ. ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者 ウ. 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者 エ. 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者 オ. 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者</p> <p>※事故の発生した日の翌日の午前0時からがお支払いの対象となります。</p>	<p>●収益減少防止費用保険金 標準営業収益^(注)に相当する額の減少を防止または軽減するためにてん補期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額について次の算式により得られた額をお支払いします。ただし、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益に約定てん補率を乗じた額を限度とします。</p> <p>また、財物補償条項の修理付帯費用保険金をお支払いする場合は、その額を差し引いた額を収益減少防止費用としてお支払いします。</p> $\text{収益減少防止費用} \times \frac{\text{約定てん補率}}{\text{利益率}}$ <p>(注) 事故発生直前12か月のうちてん補期間に相当する期間の営業収益をいいます。</p>
	<p>(注) 次のア～オに該当する事業者の占有する電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給設備または通信・電話の中継設備およびこれらに接続している配管または配線をいいます。ただし、日本国内に所在するものにかぎります。</p> <p>ア. 電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者 イ. ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者 ウ. 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者 エ. 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者 オ. 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者</p> <p>※事故の発生した日の翌日の午前0時からがお支払いの対象となります。</p>	<p>●営業継続費用保険金 標準営業収益^(注1)に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分^(注2)をお支払いします。ただし、保険金額が限度となります。また、収益減少防止費用保険金または財物補償条項の修理付帯費用保険金をお支払いする場合は、これらの額を差し引いた額を営業継続費用保険金としてお支払いします。</p> <p>(注1) 事故発生直前12か月のうち復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。 (注2) 同期間内に支出を免れた費用がある場合は、その額を差し引いた額とします。</p>

ご 注 意 点

企業総合補償保険のあらまし(続き)

		保険金をお支払いする場合の概要	お支払いする保険金の概要	
企業総合補償保険	休業損失補償条項	<p>(1) 次の①から⑨までのいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して保険金をお支払いします。</p> <p>①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹災・雪災^(注1) ⑤水災^(注1) ⑥建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・接触もしくは倒壊または建物内部での車両もしくはその積載物の衝突・接触 ⑦給排水設備の事故、被保険者以外の者が占有する戸室の事故による漏水、放水または溢水による水濡れ(給排水設備自体の損害による損失を除きます。) ⑧騒擾、集団行動^(注2)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑨盗難</p> <p>(注1) ④風災・雹災・雪災および⑤水災の事故の場合は、休業2日目を降が補償の対象となります。</p> <p>(注2) 「騒擾、集団行動」とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態にあって、暴動[*]に至らないものをいいます。</p> <p>[*]暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。</p> <p>(2) ①～⑨の事故により、隣接物件^(注)が損害を被り、営業が休止または阻害された場合</p> <p>(注) P16の※をご覧ください。</p> <p>(3) ①～⑨の事故により、保険の対象と配管または配線により接続している敷地外ユーティリティ設備^(注)が損害を被り、営業が休止または阻害された場合</p> <p>(注) P17の※をご覧ください。</p> <p>※休業2日目を降が補償の対象となります。</p>	<p>次の①および②によって算出した額の合計額とします。</p> <p>① 保険金額 × 休業日数^(注1) を乗じて得た額^(注2) ② 休業日数短縮費用^(注3) の額</p> <p>(注1) 「休業日数」とは、復旧期間内の休業日数(定休日を除きます。)をいいます。ただし、復旧期間はご契約時に約定した約定復旧期間が上限となります。</p> <p>(注2) 復旧期間内の売上減少高に支払限度率^{*1} を乗じて得た額から復旧期間内に支払を免れた経常費等^{*2} の費用を差し引いた残額を限度とします。</p> <p>※1 P6(注3)の※2をご覧ください。 ※2 P6(注3)の※3をご覧ください。</p> <p>(注3) 「休業日数短縮費用」とは、休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用で、減少させることができた休業日数に保険金額を乗じて得た額を限度とします。</p>	

保険金をお支払いできない主な場合

財物補償条項、費用・利益補償条項、休業損失補償条項共通

次のような事由によって生じた損害または損失については保険金をお支払いしません。

- ご契約者、被保険者(補償を受けられる方)の故意、もしくは重大な過失または法令違反
- 戦争、内乱、暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失
- 核燃料物質に起因する事故
- サイバー攻撃等の結果として生じた事故。ただし、保険の対象(敷地外ユーティリティ設備は含みません。)に火災、破裂または爆発が生じた場合を除きます。

財物補償条項、費用・利益補償条項共通

発生原因を問わず、P⑨、P⑩の⑥「電気的事故・機械的事故」および⑦「①から⑥以外の不測かつ突発的な事故」によって生じた次のような損害およびそれによって生じた損失に対しては、保険金をお支払いしません。

- 差押え、没収等の公権力の行使により生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は除きます。
- 保険の対象の置き忘れ、紛失または廃棄によって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は除きます。
- 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- 楽器に生じた絃(ピアノ線を含みます。)のみの切断または打楽器の打皮のみの破損、音色・音質の変化の損害
- 電力の停止または異常な供給により、保険の対象のうち商品・製品等のみが生じた損害(費用・利益補償条項については、電力の停止または異常な供給が1時間未満の場合にかぎります。)
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥については除きます。
- 自然の消耗もしくは劣化、性質による蒸れ、腐敗、変色、さび、かびなどで生じた損害
- 保険の対象に対する修理・清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害
- 通貨、有価証券等の盗取によって生じた損害(財物補償条項については、設備・什器等が保険の対象である場合において損害保険金をお支払いするときは除きます。)
- 1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等(明記物件)の盗取によって生じた損害
- 管球類に単独に生じた損害
- 保管場所の営業時間外において、金庫外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
- 冷凍・冷蔵物の温度変化による損害(工場物件の場合は、P⑨、P⑩の①から⑤の事故によって生じた損害についても保険金をお支払いしません。)

財物補償条項

次のような事由によって生じた損害については保険金をお支払いしません。

- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

P⑨の④「風災・雹災・雪災」によって以下に掲げる物に生じた損害に対しては、損害保険金をお支払いしません。

- 仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものにかぎります。)およびこれに収容される動産
- ゴルフネット(ボールを含みます。)
- 建築中の屋外設備・装置
- 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
- 海上に所在する建物およびこれに収容される動産ならびに設備・装置
- 屋外にある原料、材料、仕掛品、半製品、製品、商品、副産物および副資材
- 自動車(明記物件)

費用・利益補償条項

次のような事由によって生じた損失については保険金をお支払いしません。

- 保険の対象および敷地外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害
- 敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先

休業損失補償条項

次のような事由によって生じた損失については保険金をお支払いしません。

- 保険契約者または被保険者が所有もしくは運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- 保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害
- 万引きその他不法侵入によらない盗難損害。ただし、暴行または脅迫行為を伴う場合は除きます。
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害。ただし、ご契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥については除きます。
- 自然の消耗もしくは劣化、性質による蒸れ、腐敗、変色、さび、かびなどで生じた損害

発生原因を問わず、P⑩の⑥から⑨の事故によって生じた次のような損害によって生じた損失に対しては、保険金をお支払いしません。

- 冷凍・冷蔵物の温度変化による損害(工場物件の場合は、P⑩の①から⑤の事故によって生じた損害についても保険金をお支払いしません。)

上記以外にも選択された補償、セットされる特約等により、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご契約時にご確認いただきたいこと

① 建物の構造について、ご確認ください。

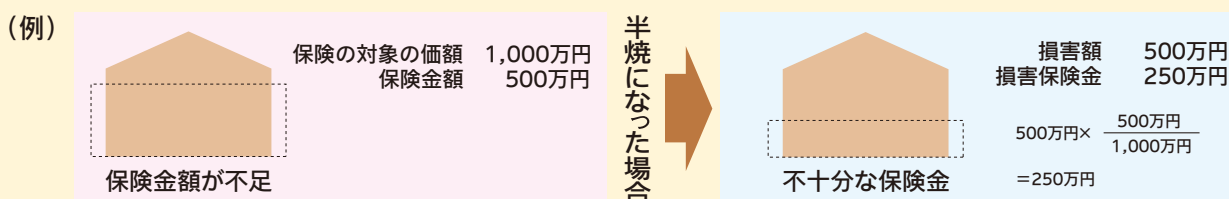
保険契約申込書に記載されている建物の構造については、特に次の点についてご注意のうえ、ご確認ください。

- ・木造建物であっても、耐火建築物、耐火構造建築物、準耐火建築物、特定避難時間倒壊等防止建築物、省令準耐火建物に該当する建物は、他の木造建物よりも割安な保険料となります。
- ・木造建物で外壁がコンクリート造（ALC造を含みます。）等の建物や土蔵造の建物は、継続前契約の有無等により、保険料が変わりますので、ご注意ください。

② 保険金額について、ご確認ください。

万が一、事故が発生した場合にお支払いする保険金は、ご契約時に設定した保険金額が限度となります。

ご注意 保険の対象の価額いっばいに設定しておかないと、事故の際、損害額に対して保険金が不足する場合があります。また、保険の対象の価額を超えてご契約されても、その超過分はむだになります。



集団扱の場合

集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者（補償を受けられる方）がそれぞれ下記に該当する場合のみとなります。

集団扱特約をセットできる場合	
保険契約者	集団およびその構成員（集団およびその構成員の役員または従業員を含みます。）
被保険者 （補償を受けられる方）	①保険契約者、②その配偶者、③これらの同居の親族、④保険契約者またはその配偶者の別居の扶養親族、⑤保険契約者またはその配偶者の別居の非扶養親族（ただし、①～④までの方が保険の対象を共有または使用している場合にかぎります。）なお、集団およびその構成員の役員・従業員も被保険者とすることができます。

※P⑧のプランケット契約、マルチロケーション契約については、集団扱契約としてご契約いただけません。

ご契約後の契約内容の変更などのご通知

ご契約後に以下の変更などが発生した場合または変更をご希望の場合は、遅滞なく、取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。特に、以下の①から⑦までの項目について、ご通知がない場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

①建物の構造用途の変更	②保険の対象の移転	③住居部分がなくなった
④建物の建築年月の変更（地震保険の建築年割引を適用した場合のみ）	⑤建物内の職作業作業規模の変更	⑥面積の変更 ⑦割増引の変更（地震保険の割引、公有物件等割引、消火設備割引を適用した場合）
⑧保険の対象の譲渡	保険の対象を譲渡する場合で、ご契約の継続を希望される場合は、事前にご連絡ください。事前にご連絡がない場合は、譲渡の事実が発生したときにご契約は効力を失いますので、ご注意ください。なお、ご契約の継続を希望されない場合も、譲渡された後、遅滞なくご連絡ください。	
⑨ご契約者の住所・通知先変更	保険証券記載のご契約者の住所または通知先を変更する場合は、遅滞なくご連絡ください。ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができなくなりますので、ご注意ください。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、ご連絡ください。	
⑩上記以外の変更	上記以外の変更をご希望の場合は、事前にご連絡ください。	

●ご通知をいただいた後のご契約の取扱い

上記のご連絡をいただく場合において、以下のア、またはイ、のいずれかに該当するときは、ご契約を継続することができません。ご契約を解除させていただきますので、ご注意ください。

ア. 日本国外に保険の対象が移転したとき イ. 住居部分がなくなったとき（地震保険をセットしている場合のみ）

ご注意 告知等変更特約のセットされたご契約においては、上記の通知事項以外にもご通知いただく事項があるなど、一部取扱いが異なります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパンに事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約をセットした場合を除いて、損保ジャパン所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。なお、口座振替の場合は、保険料領収証が発行されませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。ご契約者と被保険者が異なる保険契約を締結される場合は、ご契約者その旨を必ず保険契約申込書に明記してください。

⑥ 特約等の補償の重複について

次表の特約のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や損保ジャパン以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
借家人賠償責任特約、借家人賠償責任総合補償追加特約(賠償責任補償条項)	個人用火災総合保険(家財のご契約)の借家人賠償責任条項 など
借家人賠償責任総合補償追加特約(修理費用補償条項)	個人用火災総合保険(家財のご契約)の修理費用条項 など

II 契約締結後における注意事項

① 通知義務等

(1) P16「ご契約後の契約内容の変更などのご通知」をご確認ください。

(2) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料を上回らなかったときを除きます。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 重大事由による解除等

次に該当する場合、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 保険契約者または被保険者が保険金を支払わせることを目的として損害または費用を生じさせた、または生じさせようとした場合
- (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、(1)から(3)までの事由がある場合と同程度に損保ジャパンのこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

III 万一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

ただちにご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。

【インターネットでの事故のご連絡】

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/>

損保ジャパン 火災事故

検索



【窓口:事故サポートセンター】

【受付時間】24時間 365日

0120-727-110

●おかけ間違いにご注意ください。

② 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款および特約」をご確認のうえ、損保ジャパンが求める書類をご提出ください。
(注)事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

③ 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 示談交渉について

この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求権との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身でおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には使いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。

商品に関するお問い合わせ

【パソコン・スマートフォンから】

<https://www.sompo-japan.co.jp/>



【カスタマーセンター】

【受付時間】平日：午前9時～午後8時
土・日・祝日：午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

0120-888-089

●おかけ間違いにご注意ください。

(注1)お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

(注2)パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能をご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】



0570-022808

通話料
有料

●おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

★企業総合補償保険は、企業総合補償保険普通保険約款でお引き受けする火災保険の商品名です。

★このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款および特約条項」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sompo-japan.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先